

行政刷新会議

規制・制度改革委員会

「集中討議」

〔第3日〕平成24年11月29日（木）

<午前>

【農林漁業分野④】

国家貿易制度（麦）の見直し

10:30～12:00

内閣府 規制・制度改革担当事務局  
〒100-8970 千代田区霞が関 3-1-1  
電話：03-5253-2111（代表）

# 規制・制度改革委員会 集中討議

## 第3日（午前） 出席者名簿

### 【委員会構成員】

|       |    |     |                                     |
|-------|----|-----|-------------------------------------|
| 委員長   | 岡  | 素之  | 住友商事株式会社相談役                         |
| 委員長代理 | 大室 | 康一  | 三井不動産株式会社特別顧問                       |
|       | 市川 | 真一  | クレディ・スイス証券株式会社<br>チーフ・マーケット・ストラテジスト |
|       | 大上 | 二三雄 | エム・アイ・コンサルティンググループ<br>株式会社代表取締役     |

### 【専門委員】

|  |    |    |                    |
|--|----|----|--------------------|
|  | 本間 | 正義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
|  | 柴田 | 明夫 | 株式会社資源・食糧問題研究所代表   |

# 目 次

## 農林漁業④

### 国家貿易制度（麦）の見直し

|           |   |
|-----------|---|
| 農林水産省提出資料 | 1 |
|-----------|---|

# 麦の国家貿易について

平成 2 4 年 1 1 月

**農林水産省**

## 目次

|  |    |
|--|----|
| ・規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果---         | 1  |
| ・食糧法における関連規定-----                            | 2  |
| ・国家貿易制度の趣旨-----                              | 3  |
| ・小麦の国境措置-----                                | 4  |
| ・小麦の国内生産状況-----                              | 5  |
| ・麦の粉食文化(伝統食)-----                            | 6  |
| ・地方の製粉企業の特徴ある取り組み-----                       | 7  |
| ・売買同時契約方式(Simultaneous Buy and Sell)の概要----- | 8  |
| ・外国産食糧用小麦の国別・銘柄別政府輸入量の推移-----                | 9  |
| ・SBS区分Ⅱ(コンテナ)による輸入量(豪州産PHを除く)-----           | 10 |
| ・輸入麦の売渡しに関する即時販売方式の導入-----                   | 11 |
| ・輸入麦の残留農薬等検査の見直し内容-----                      | 12 |
| ・SBS方式による輸入の利用の拡大について-----                   | 13 |
| ・食糧用輸入小麦の備蓄について-----                         | 14 |
| ・豪州産プライムハードの輸入方式別輸入量・買入価格の推移-----            | 15 |
| ・麦の現状と課題に関する検討-----                          | 16 |

# 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果

| 規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)における決定内容<br>(麦関連部分抜粋) |            |                                     |  | 所管省庁  | 実施状況(平成24年10月1日現在)   |
|---|------------|-------------------------------------|--|-------|--|
| 番号  | 規制・制度改革事項  | 対処方針                                | 実施時期   |       |  |
| 3. 農林・地域活性化分野                                       |            |                                     |  |       |  |
| ③   | 国家貿易制度の見直し | 麦の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。 | 平成23年度に「食と農林漁業の再生実現会議」等の議論の状況に応じ検討を開始し、その後、速やかに結論。 | 農林水産省 | <p>SBS方式の導入の拡大については、平成24年度中を目途に結論を得る予定である。</p> <p>なお、現在、SBS方式の導入の拡大につながるよう、SBS方式の運用改善の一環として、外国産麦の輸入について、平成24年11月以降の売買契約分から、残留農薬検査を見直し、検査の効率化を図ることを検討しているところ。</p> <p>これに伴い、外国産麦がより円滑に輸入されると見込まれることから、製粉業界に対し、今回の見直しに併せて、更なるSBS方式の利用の拡大を推進するよう通知を発出する予定。</p> |

## 食糧法における関連規定

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抄）

（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）

第二条 1・2（略）

3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

（麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し）

第四十二条 政府は、麦等（麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。第五項及び次条から第四十五条までにおいて同じ。）の輸入を目的とする買入れを行うことができる。

2 政府は、前項の輸入を目的とする買入れに係る麦を、随意契約により売り渡すものとする。（以下略）

3～5（略）

（輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し）

第四十三条 政府は、麦等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る麦等の買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて、当該輸入に係る麦等を買入れることができる。

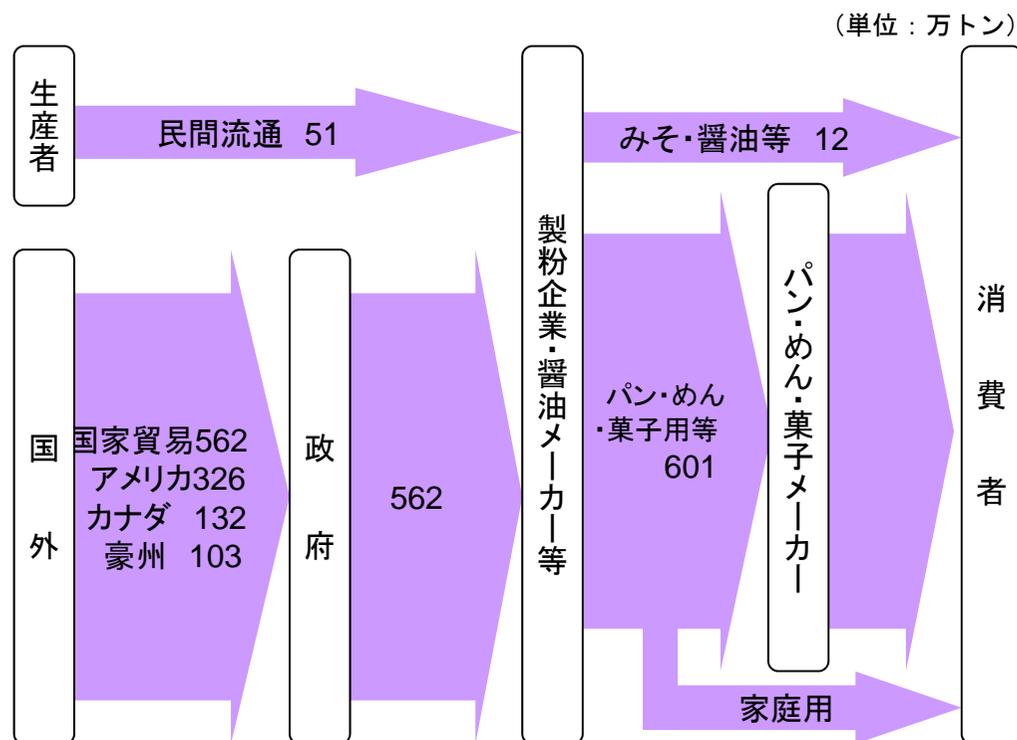
2 政府は、前項の規定により買入れた麦等を同項の買受けの申込みを行った者に対し、当該申込みに応じて売り渡すものとする。

3・4（略）

# 国家貿易制度の趣旨

- 麦は米に次ぐ主要食糧である一方、我が国は食糧麦の需要量の約9割を輸入麦に依存している。このため、国家貿易を通じ、一定品質の食糧麦を安定的に輸入・販売することで、麦の需給と価格の安定を確保している。
- また、麦は水田営農における転作・裏作作物、畑作営農における輪作作物として重要な農産物である。このため、国家貿易の枠内において、製粉企業等実需者に輸入麦を販売する際、一定のマークアップ（売買差益）を徴収し、国内産麦の生産振興経費等の財源に充当（経営安定勘定に繰り入れ）しているところである。

## ○ 小麦の流通の現状（平成23年度・食糧用）



## ○ 国民・1人・1日当たりの供給熱量（平成23年度）

(単位：Kcal、%)

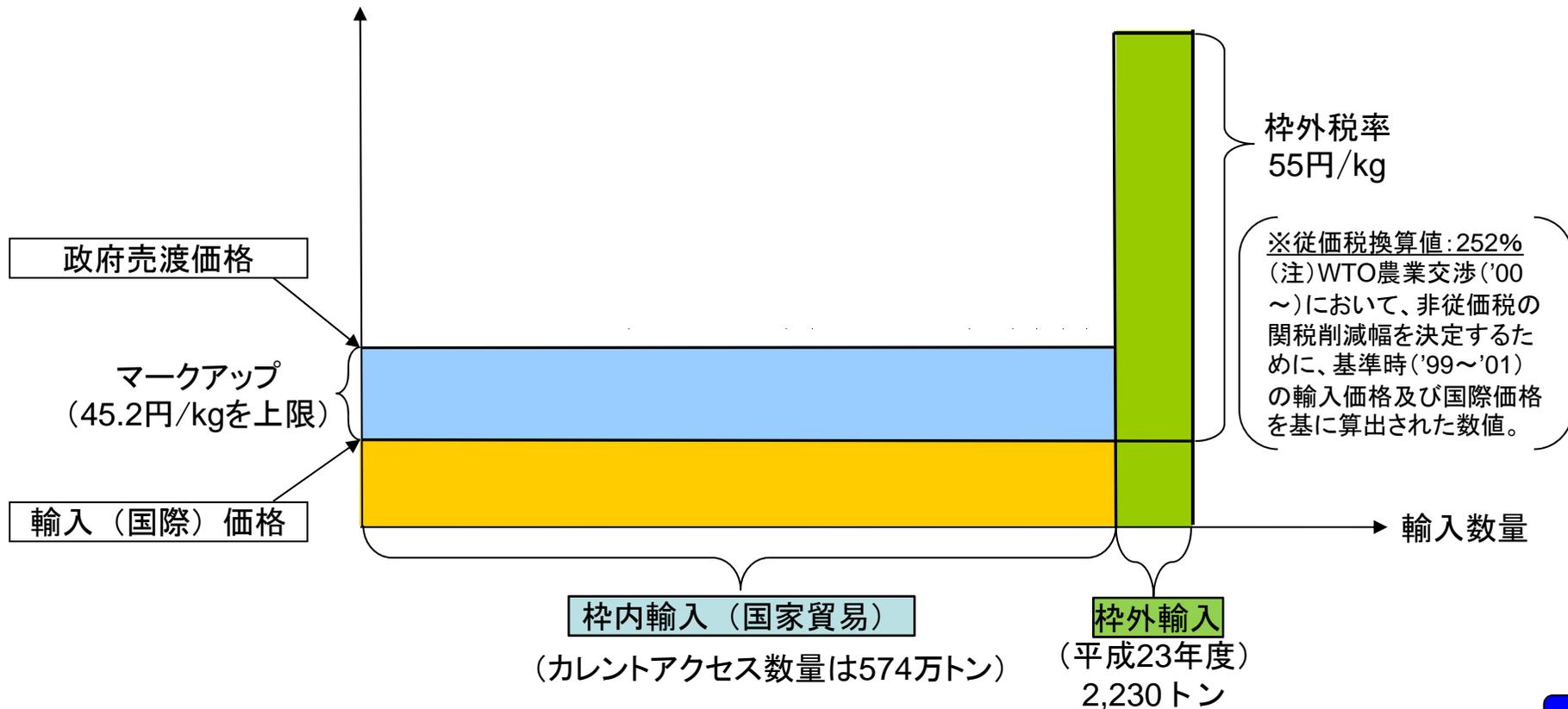
|     | 実数     | 構成比   |
|-----|--------|-------|
| 穀類  | 905.2  | 37.2  |
| 米   | 562.5  | 23.1  |
| 小麦  | 329.6  | 13.5  |
| 畜産物 | 395.8  | 16.3  |
| 油脂類 | 341.3  | 14.0  |
| 魚介類 | 108.6  | 4.5   |
| その他 | 684.7  | 28.1  |
| 合計  | 2435.6 | 100.0 |

資料：農林水産省「平成23年度食料需給表」

# 小麦の国境措置

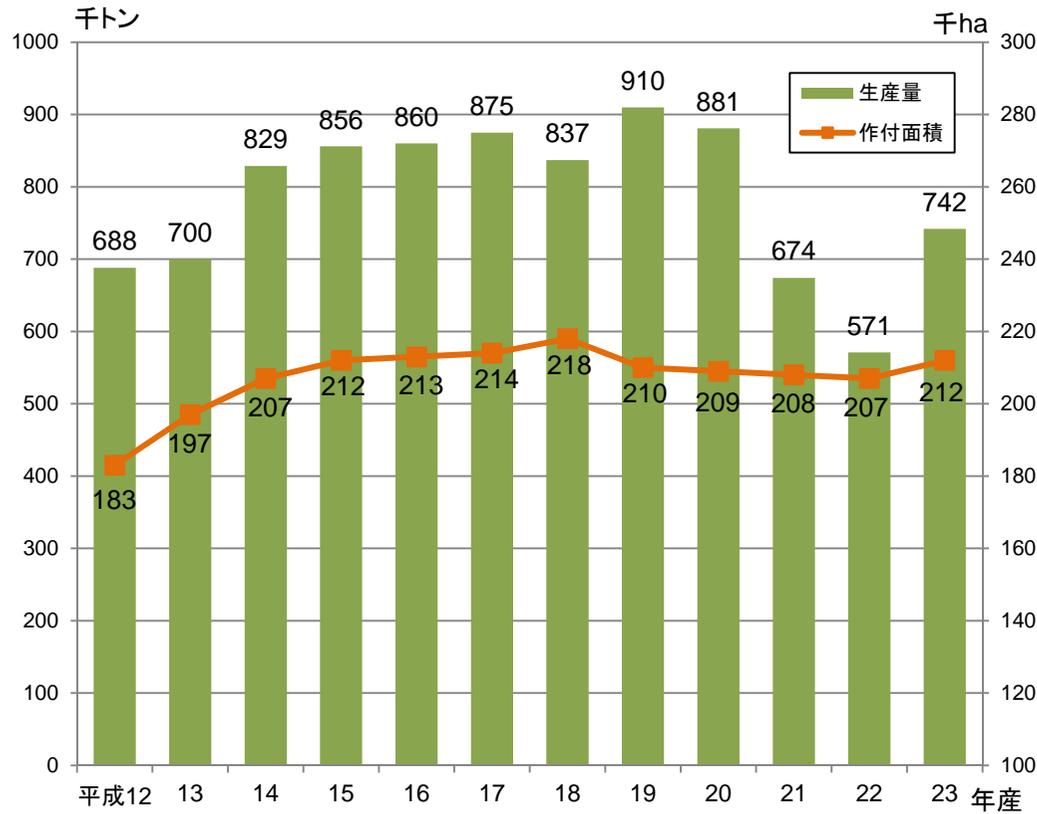
| 関税率(〔 〕は従価税換算値) |                           | 国境措置の概要   |
|-----------------|---------------------------|---|
| 一次税率<br>無税      | 二次税率<br>55円/kg<br>〔252%〕※ | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 枠内                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・カレント・アクセス数量(574万トン)</li> <li>・国家貿易(輸入差益の徴収)</li> </ul> </li> <li>○ 枠外<br/>高水準の関税</li> </ul> |

(※WTO農業交渉上の換算値)

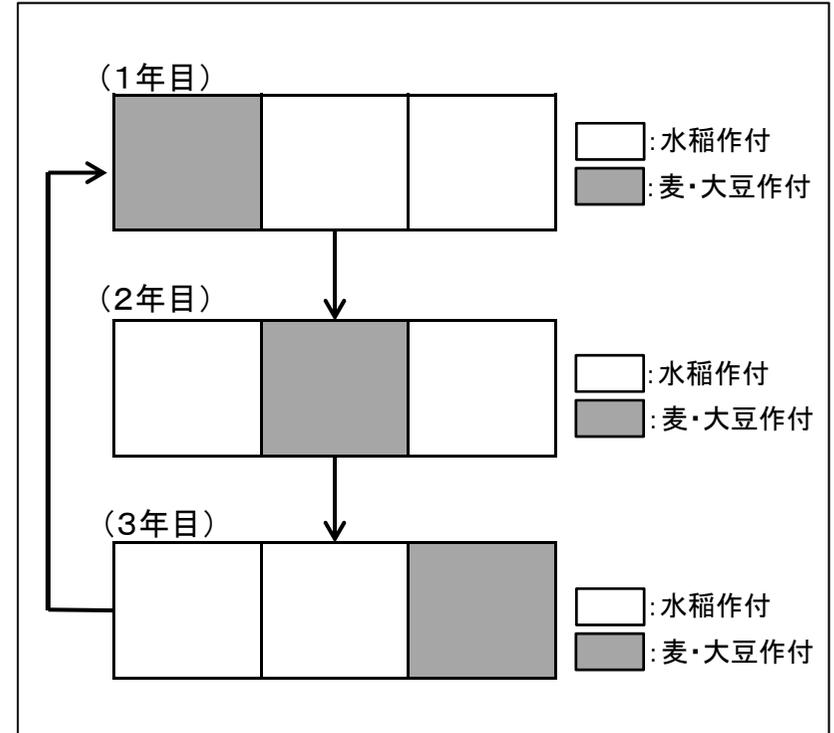


# 小麦の国内生産状況

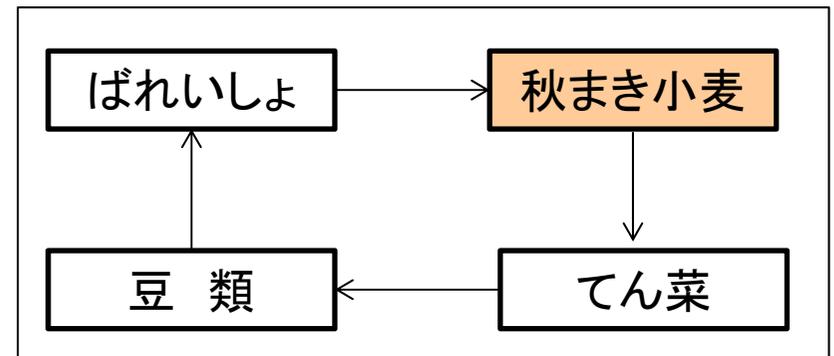
○小麦の生産量と作付面積の推移



○水田営農におけるブロックローテーション



○大規模畑作における輪作(十勝)



# 麦の粉食文化(伝統食)

○ わが国には、米食文化と同様に、麦の粉食文化があり、全国に麦を原材料とする伝統食が数多くある。

## ○主な麦の粉食文化(伝統食)

生麩(京都府)



だご汁(大分県)



小麦粉を水にさらしてもんでいくと、でんぷんが流されて、まるでガムのような弾力のある物質が残る。これが「グルテン」である。このグルテンに餅粉を混ぜたり、蒸したり茹でたりしてつくる「生麩」は、京料理には欠かせない伝統的な食材である。

おやき(長野県)



## 稲庭うどんの歴史

秋田では、うどんに向いている小麦がとれ、江戸時代に、稲庭吉衛門が干しうどん製造所をおこし、1725年に秋田藩の御用達となり、秋田の特産品として広く認められるようになった。

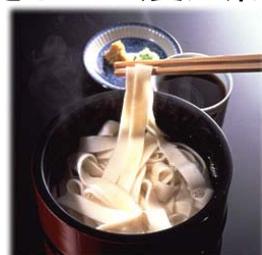
稲庭うどん(秋田県)



讃岐うどん(香川県)



きしめん(愛知県)



ほうとう(山梨県)



水沢うどん(群馬県)



# 地方の製粉企業の特徴ある取り組み

地元文化や地元経済に貢献している事例

特色ある商品の開発・商品化の事例

国内外における新たな市場開拓の事例

## 【全国共通】

○国内産麦を積極的に引き取っている。

○国内産麦100%、または外麦に国内産麦をブレンドして製造した小麦粉、ラーメン粉、うどん粉等を開発。またそれらの小麦粉を用いた製品の開発、学校給食用のパンなども製造。

## 【北海道】

○小規模農家と、地域振興のためのグループを結成。小麦による地域振興を目指して活動。

## 【中部】

○地元の祭りやうどんやひやむぎを提供。  
○手打ちうどん教室の開催。  
○6次産業化を推進する牧場のスイーツ製造に協力。  
○2次加工メーカーと協力してB-1グランプリ出場を目指す。地元グルメのPRに貢献。

○石臼挽小麦粉の開発。  
○二次加工適正に合わせて安定供給するために、多種高質化に備えた自動計量配合プラントを導入。

○海外に自家製の即席麺、乾麺を販売。  
○ジャパブランド事業(中小企業庁)として、地元グルメを海外風アレンジし、海外販売活動を展開。

## 【東北】

○地元の名物グルメ(B-1グランプリの実績のあるもの)の専用粉を開発、生産。地元グルメのPRに貢献。

○地元の厳選したそば麦を石臼製粉機で挽いたそば粉を製品化。

## 【関東甲信越】

○地域の伝統的な粉食文化を継承すべく、毎年祭りを開催し、地元に着した活動を展開。  
○地元の小中学校で手打ちうどん教室を開催。

○地元産小麦を利用したJAブランドの即席めんを開発。

○アジア等、海外に中華麺を輸出。  
○大手通販サイトで製品を拡販。  
○展示会に出展、国内産麦をPR。

## 【九州・沖縄】

○地元産のラーメン用小麦を開発。これを商品登録。

○フランスで収穫された小麦を厳選し、欧風パン専用粉を開発。  
○窯伸び、機械耐性がよい内麦使用のパン用粉を開発。  
○産地指定の小麦粉を使用し、産地で二次加工製品の販売。  
○ドイツ製の大型の石臼を導入。味や香りに優れた特色ある小麦粉を販売。

## 【四国】

○地元の小学生に製粉工場の見学機会を提供。  
○パン屋を集めてパンの作り方の講習会を開催。  
○製粉工場を一般の方に開放し、「大正」「昭和」「近未来」のうどんを味わうことができるイベントを開催。

○外麦と内麦のそれぞれの最適な部位を抽出してミックスする手法で、優れた色調、もちもち食感を持つうどんを開発。

○国産小麦100%プレミックス粉などを研究開発。

## 【関西】

○全国ご当地うどんサミットに協力。地元製麺企業に小麦粉の供給をする。  
○戦後より地元の給食に小麦粉を提供し、パン品質審査会に参加し、品質及び製造技術の向上を図っている。

○製パン教室専用粉を家庭用製パン機に合う独自の量目の専用粉で商品化。

○インターネットを用いた拡販。

# 売買同時契約方式(Simultaneous Buy and Sell:SBS方式)の概要

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の改正に基づき、平成19年4月から、SBS方式を導入。
- SBS方式は、予め需要者及び輸入業者が結びつき、輸入銘柄、輸入港及び輸入時期等を選択する仕組み。
- 平成19年4月より、飼料用小麦・大麦全量（平成23年158万トン）及び食糧用麦（平成23年小麦40万トン、大麦22万トン全量）の輸入がSBS方式で行われている。

## ○ SBS対象銘柄（各数量は平成23年度決算ベース実績）

### 【食糧用】

#### ○小麦

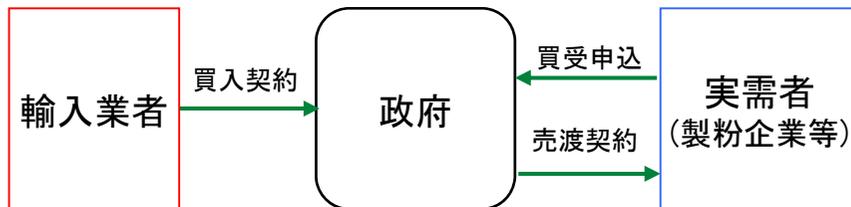
区分Ⅰ〔船単位の輸入〕：豪州産プライム・ハード（主に中華麺用）、カナダ産デュラム小麦（主にパスタ用） **（37万トン）**

区分Ⅱ〔コンテナ単位の輸入〕：銘柄の制限無し（但し、国が扱う主要5銘柄は除く） **（3.6万トン）**

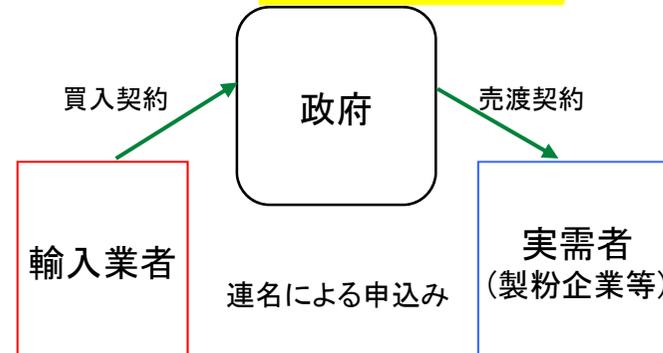
○大麦：全量 **（22万トン）**

【飼料用】：小麦、大麦とも全量 **（158万トン）**

【一般の輸入方式（即時販売方式）】 **（521万トン）**



【SBS輸入方式】 **（220万トン）**



# 外国産食糧用小麦の国別・銘柄別政府輸入量の推移

単位:千トン

| 会計年度                  |                 | 15    | 16    | 17    | 18    | 19    | 20    | 21    | 22    | 23    |
|-----------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アメリカ                  | ウェスタン・ホワイト      | 571   | 646   | 425   | 426   | 773   | 709   | 771   | 755   | 867   |
|                       | ハード・レッド・ウィンター   | 1,121 | 1,046 | 848   | 885   | 908   | 781   | 867   | 744   | 880   |
|                       | (ダーク)ノーザン・スプリング | 1,168 | 1,066 | 1,304 | 1,414 | 1,264 | 1,389 | 1,359 | 1,391 | 1,507 |
|                       | 計               | 2,860 | 2,758 | 2,577 | 2,726 | 2,945 | 2,880 | 2,997 | 2,889 | 3,254 |
| カナダ                   | ウェスタン・レッド・スプリング | 798   | 896   | 919   | 860   | 878   | 826   | 677   | 779   | 1,049 |
|                       | デュラム(計)         | 205   | 196   | 223   | 226   | 217   | 246   | 196   | 190   | 272   |
|                       | (一般)            |       |       |       |       | 152   | -     | -     | -     | -     |
|                       | (SBS区分Ⅰ)        |       |       |       |       | 65    | 246   | 196   | 190   | 272   |
|                       | 計               | 1,004 | 1,092 | 1,142 | 1,086 | 1,095 | 1,072 | 874   | 969   | 1,321 |
| 豪州                    | スタンダード・ホワイト     | 971   | 881   | 815   | 872   | 761   | 711   | 815   | 966   | 911   |
|                       | プライム・ハード(計)     | 226   | 249   | 253   | 275   | 92    | 64    | 153   | 128   | 122   |
|                       | (一般)            |       |       |       |       | 87    | -     | -     | -     | -     |
|                       | (SBS区分Ⅰ)        |       |       |       |       | -     | 19    | 109   | 124   | 95    |
|                       | (SBS区分Ⅱ)        |       |       |       |       | 5     | 45    | 44    | 5     | 27    |
|                       | 計               | 1,198 | 1,129 | 1,068 | 1,148 | 853   | 775   | 968   | 1,095 | 1,033 |
| SBS区分Ⅱによる輸入(豪州産PHを除く) |                 |       |       |       |       | 3     | 5     | 4     | 4     | 9     |
| 計                     |                 | 5,061 | 4,979 | 4,787 | 4,960 | 4,896 | 4,731 | 4,842 | 4,959 | 5,616 |

(注1) 決算ベースの数値である。

(注2) 四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

## SBS区分II(コンテナ)による輸入量(豪州産PHを除く)

単位:トン

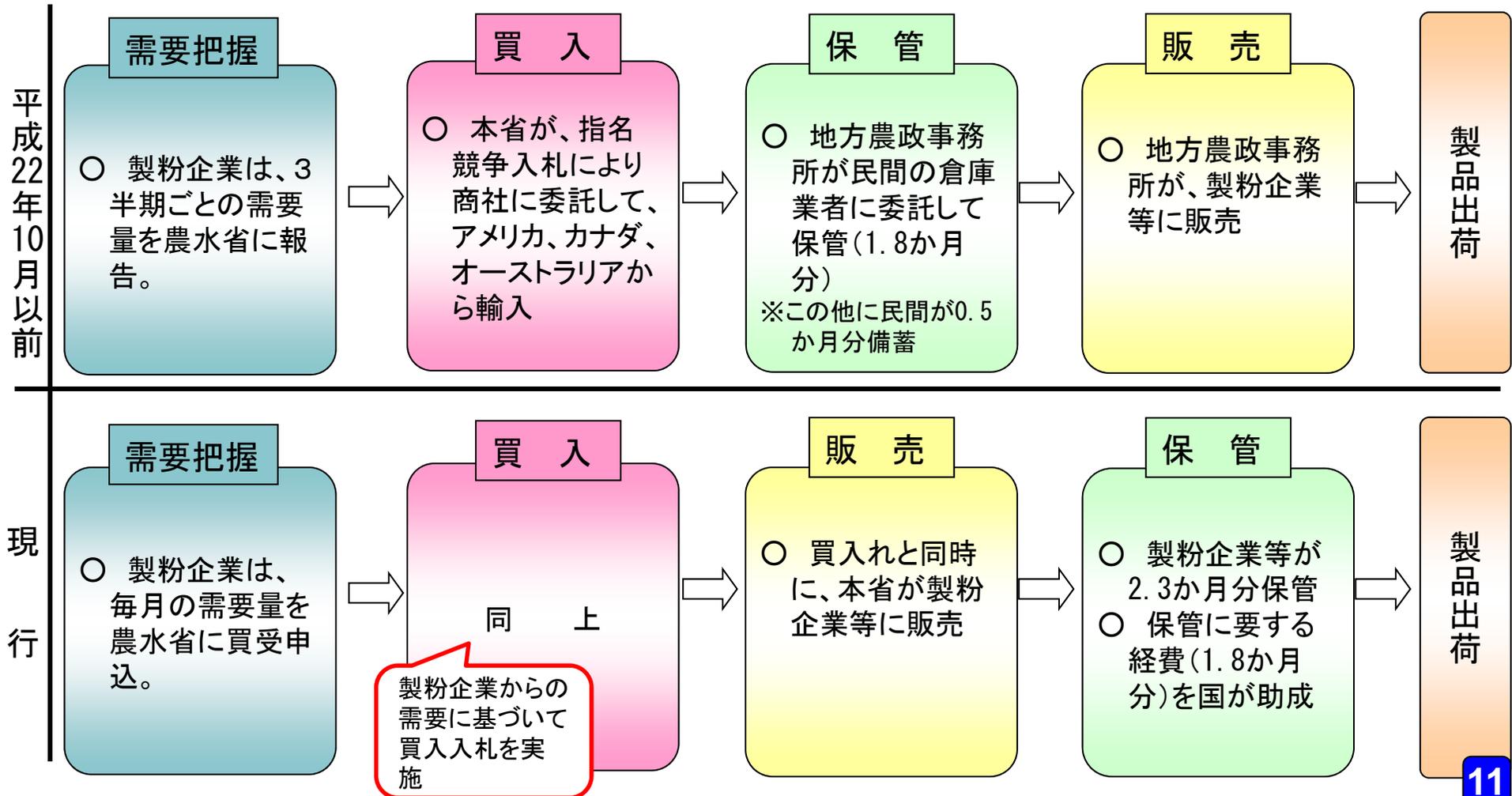
| 会計年度    |                   | 19    | 20    | 21    | 22    | 23    |
|---------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アメリカ    | デュラム              | -     | 324   | 406   | 638   | 3,383 |
|         | ソフト・ホワイト(有機)      | 118   | 117   | -     | 59    | -     |
|         | ハード・ホワイト          | -     | 105   | -     | -     | -     |
|         | ハード・レッド・ウインター(有機) | -     | -     | -     | 80    | -     |
|         | 計                 | 118   | 545   | 406   | 777   | 3,383 |
| カナダ     | ハード・ホワイト          | -     | 104   | 273   | 537   | 905   |
|         | ハード・レッド・スプリング(有機) | -     | 280   | 160   | 140   | 200   |
|         | ソフト・ホワイト(有機)      | -     | -     | 101   | -     | -     |
|         | その他               | -     | -     | 168   | -     | -     |
|         | 計                 | 0     | 384   | 703   | 677   | 1,105 |
| 豪州産デュラム |                   | -     | -     | -     | 206   | -     |
| フランス産小麦 |                   | 3,039 | 3,640 | 2,996 | 2,399 | 4,393 |
| 合計      |                   | 3,157 | 4,570 | 4,104 | 4,060 | 8,881 |

(注1) 決算ベースの数値である。

(注2) 四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

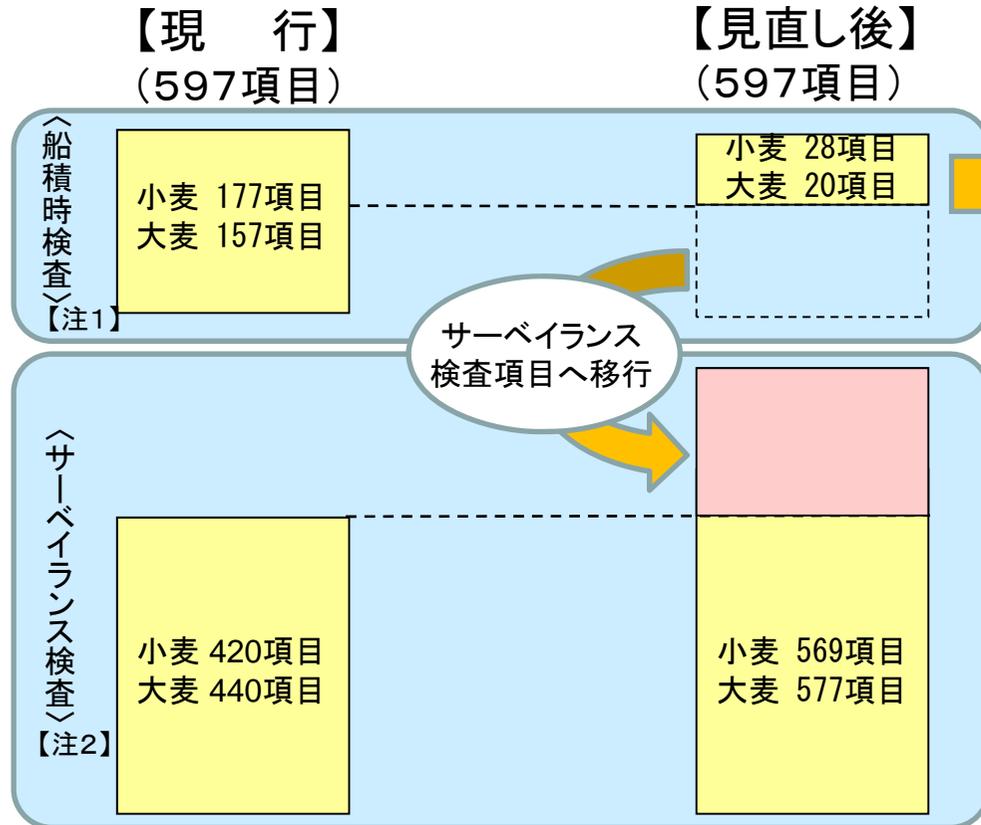
# 輸入麦の売渡しに関する即時販売方式の導入

- 平成22年10月から、農水省の組織見直しに伴い、輸入麦の売渡しについて国が一定期間備蓄した後に販売する方式を変更し、輸入した小麦を直ちに販売するとともに、民間に備蓄させる方式(即時販売方式)を導入。
- 即時販売方式では、毎月需要量を把握するとともに、輸入小麦は輸入船が港に到着した直後に需要者に対し販売されるため、SBSと大きな差が無い。



# 輸入麦の残留農薬等検査の見直し内容

- 平成18年度以降これまでの検査結果を基に分析・評価した結果、今後も総検査項目数は維持。
- カビ毒や残留基準値として「不検出」が設定されている農薬、ADIに対して1%以上の残留実績のある農薬等（小麦28項目、大麦20項目）については、引き続き船積時に検査し、それ以外の物質はサーベイランス検査で使用実態を監視。



※項目数は平成24年4月1日現在。

【注1】船積時検査とは、輸入現品の船積時に採取したサンプルを用いて、契約数量単位で実施する検査。

【注2】サーベイランス検査とは、船積時検査の検査項目を検討するために、輸出港エレベータにおける産地国の一般的な麦から採取したサンプルを用いて、データの蓄積を目的として実施する検査。

## ○ 見直し後の船積時検査項目(※1)

|                              | 小麦   | 大麦   |
|------------------------------|------|------|
| ①カビ毒                         | 2項目  | 1項目  |
| ②残留基準値として「不検出」が設定            | 10項目 | 8項目  |
| ③過去に残留基準値を超えた実績(※2)          | 1項目  | 3項目  |
| ④前五年間で検出実績があった農薬のうち以下に該当するもの |      |      |
| i) ADIに対して1%以上の検出            | 11項目 | 1項目  |
| ii) ADIが設定されておらず基準値と同等の検出    | 0項目  | 1項目  |
| iii) 生産国において日本の基準値より高い基準値が設定 | 4項目  | 6項目  |
| 計                            | 28項目 | 20項目 |

## (参考)

### SBS区分Ⅱ 契約毎に支払う検査費用

|        | 現行           | 見直し後         |
|--------|--------------|--------------|
| 1契約あたり | 約100万円       | 約40万円        |
| トンあたり  | 約400~65,000円 | 約150~25,000円 |

※米加豪仏からの輸入の場合。

※ADI: 人がある物質を毎日一生涯にわたって摂取しても健康に悪影響がないと判断される量。

一日摂取許容量(Acceptable Daily Intake)の略。

# SBS方式による輸入の利用の拡大について

24生産第2074号  
平成24年11月5日

製粉会社関係団体 宛

農林水産省生産局長

## 食糧法第43条の規定に基づくSBS方式による輸入の利用の拡大について

平素より、食糧用麦の輸入・売渡しにつきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

麦の輸入・売渡し制度については、国家貿易の枠内で製粉企業等の多様な需要に柔軟に対応できるよう、平成19年に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)を一部改正し、SBS方式(売買同時契約方式)を新たに導入したところです。

また、「規制・制度改革に係る追加方針」(平成23年7月22日閣議決定)及びその後のフォローアップにおいては、「麦の国家貿易について、できる限り早期にSBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大すべき」とされており、これを踏まえ、当省としては、現在SBS方式の導入の拡大に努めているところです。

一方、麦の輸入に当たっては、従来より、食品等事業者としての立場から、外国産麦の残留農薬等検査(船積時での検査及び産地段階でのサーベイランス検査)を実施してきたところですが、今般、外国産麦の品質管理を安全性と効率性の面から、より適切に行うことができるよう、残留農薬等検査の見直しを行い、この見直しについて「輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領等の一部改正について」(平成24年11月5日付け24生産第2015号生産局長通知)のとおり、平成24年11月から実施することとしました。

今回の見直しにより、アメリカ、オーストラリア、カナダ及びフランスで生産された外国産麦の輸入については、残留農薬等検査の効率化が図られ、各国からの輸入がより円滑に行われることとなります。

つきましては、食糧法の趣旨も御理解の上、消費者の利益に資するよう、新銘柄の導入を図る等創意工夫を行い、更なるSBS方式の利用の拡大に努めていただきますようお願いいたします。

貴協会におかれましては、このことについて、貴団体所属企業に対し、周知いただくとともに、それぞれの企業においてSBS方式の利用の拡大が推進されるよう、引き続き御協力よろしくお願い申し上げます。

# 食糧用輸入小麦の備蓄について

- 主な輸出国で不測の事態(港湾スト、凍結等)が発生し、輸入が途絶した場合に、他の輸出国からの代替輸入に要する期間等を勘案して、輸入小麦の需要量の2.3か月分を備蓄。
- 平成22年秋から平成23年夏にかけ、中国への大豆供給の増加による北米での船混みや雪崩・洪水による貨車の停滞等を背景に輸出国での船積遅延が発生(約1月の遅れ)する一方、国内では東日本大震災後、一時的に小麦需要が増加(0.1か月分)したが、食糧麦備蓄対策事業により、小麦の安定供給が確保された。

## 1 食糧法(抜粋)

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第二条 1・2 (略)

- 3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

(定義)

第三条 1・2 (略)

- 3 この法律において「麦の備蓄」とは、麦の輸入の途絶等によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の麦を在庫として保有することをいう。

(麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し)

第四十二条 1～3 (略)

- 4 第一項の規定による麦の買入れ及び第二項の規定による当該麦の売渡しは、麦の適切な供給及び麦の備蓄の円滑な運営を図るため、需給見通しに即して行うものとする。

5 (略)

## 2 備蓄水準の考え方

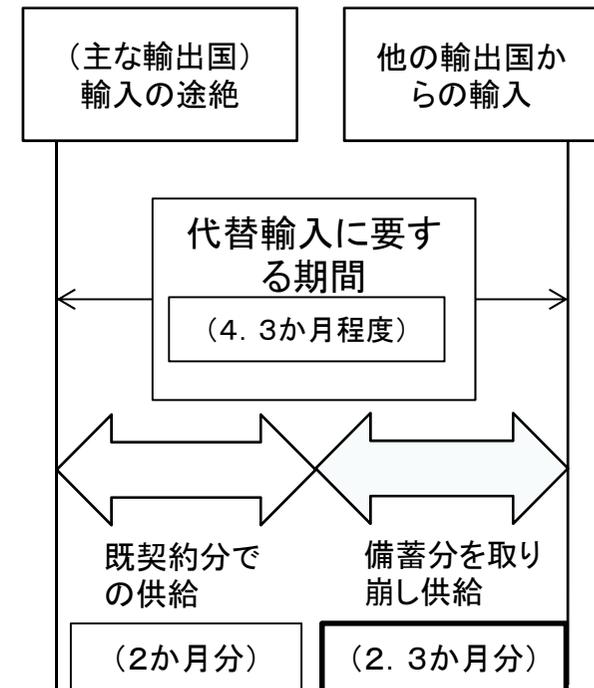
- 代替輸入に必要な期間(4.3か月)

輸入先国:ウクライナ

| 事項                | 日数    |
|-------------------|-------|
| 産地での数量確保          | 30    |
| 船の手配及び産地から港への小麦集約 | 20    |
| 船積・出港             | 5     |
| 海上輸送              | 35    |
| 本邦入港・荷揚げ(安全性検査等)  | 40    |
| 輸入期間合計(日数)        | 130   |
| 輸入期間合計(月数)        | 4.3か月 |

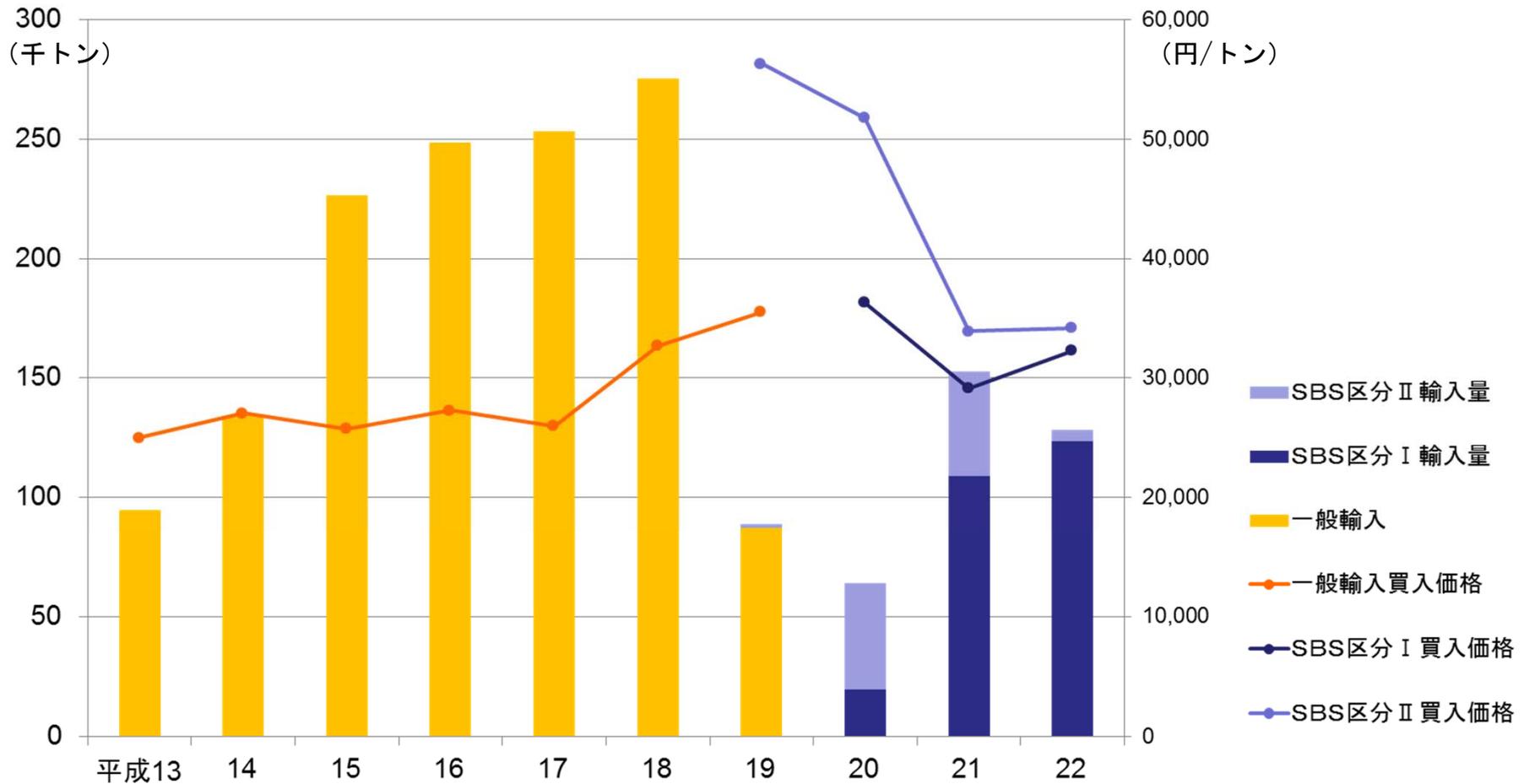
(注)過去に輸入を行った実績を有する商社から、それぞれ聞き取りを行った結果である。

- 2.3か月の考え方



## 豪州産プライムハードの輸入方式別輸入量・買入価格の推移

- SBS方式は、価格の上下変動によって需要（輸入量）が大きく振れる特徴。
- 平成19年にSBSに移行したプライムハードについては、同年に豪州で記録的早ばつが発生し価格が高騰、輸入量が激減した。



# 麦の現状と課題に関する検討

- 製粉企業等の麦関連産業をめぐる最近の状況について分析し、備蓄運営や製粉・精麦企業の原料調達、国内産麦の需要拡大等に向けた課題について、関係者間で共通の認識を醸成する。
- その後、「麦関連産業のあり方検討会」を立ち上げ、必要な対応策について検討を開始する。

## 食品産業の役割

震災等の緊急時における食料の安定的供給

消費者の多様なニーズに応える多種・多様な麦・麦製品の供給による豊かな生活の実現

国民経済、特に地域経済の担い手としての役割

国内農林水産物の需要者としての役割

## 麦関連産業をめぐる最近の状況

- 東日本大震災を踏まえた緊急時における食料のサプライチェーンの構築の必要性の高まり

- 輸出国における供給体制の変化

- 消費者ニーズの多様化(安全、高品質、低価格、多種類)
- 国際相場の変動と価格の高止まり
- 円高の進行・定着や経済の国際化の進展

- 国内産麦の生産振興、自給率向上の推進

## 取り組むべき課題(案)

- 我が国の観測史上最大の規模であった東日本大震災に際し、麦の備蓄事業の運営に課題が生じたこと等から、今後の運用のあり方について検討する必要があるのではないか？

- 多様な消費者ニーズに対応するため、製粉企業等が輸入原材料の調達において自由な選択肢が必要。そのためには、どのような見直しが必要であるか？

- 自給率の向上に向けた国内産麦の需要拡大を図るためには、取引面、生産面でどのような取組みが必要であるか？